

第 7 3 回国民体育大会 競技施設整備基本方針

第 7 3 回国民体育大会（以下「大会」という。）の競技施設は、第 7 3 回国民体育大会開催基本方針に基づき、「国民体育大会開催基準要項（財団法人日本体育協会）」が定める施設基準（以下「施設基準」という。）を尊重し、次のとおり整備する。

- 1 競技施設は、県内の既存施設を活用することを原則とする。
- 2 競技施設の整備を行う場合は、真に必要な施設に限定するとともに、施設基準等の弾力的な運用を関係機関に要請し、大会後においても地域住民に広く活用されるよう配慮する。
- 3 整備に当たっては、競技運営に支障がないよう、計画の段階から当該競技団体および関係機関と十分協議するとともに、ユニバーサルデザインに対応し、自然・環境・景観に十分配慮する。
- 4 施設の整備は、原則として県の施設は県が、市町の施設は市町が行うものとする。